



平成 28 年 1 月 25 日

編集・発行

北塩原村住民課

☎0241-23-3113

Eメール

seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

『東日本大震災』関連情報

■村内の各地区及び幼稚園・小中学校の放射線量の測定値について

単位(マイクロシーベルト/時)

	北山地区 (役場前)	大塩地区 (活性化センター前)	桧原地区 (桧原出張所前)	裏磐梯地区 (裏磐梯合庁前)
11月4日	0.058	0.075	0.087	0.069
11月18日	0.059	0.080	0.086	0.068

※測定方法は、リアルタイム線量測定システムで測定。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロシーベルト/時)

	さくら小	裏磐梯小	第一中	裏磐梯中	さくら幼稚園	裏磐梯幼稚園
11月4日	0.099	0.077	0.096	0.110	0.066	0.076
11月18日	0.099	0.077	0.098	0.111	0.068	0.075

※測定方法は、リアルタイム線量測定システムで測定。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-5237

■村内の公共施設等の放射線量の測定値について

単位(マイクロシーベルト/時)

	構造改善 センター玄関前	グリーンセンター 玄関前	自然環境活用 センター玄関前	保健センター 玄関前	芙蓉保育園 玄関前
11月4日	0.100	0.060	0.110	0.060	0.079
11月18日	0.100	0.070	0.120	0.070	0.080

※測定方法は、地面から1mの高さで測定。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロシーベルト/時)

	明治大学セミナー ハウスグラウンド	スポーツパーク 桧原湖グラウンド	いこいの森 ふれあい広場	村民体育館 玄関前	村民 グラウンド
11月4日	0.080	0.080	0.070	0.106	0.080
11月18日	0.080	0.090	0.080	0.108	0.080

※測定方法は、地面から1mの高さで測定。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■自家用野菜等の放射性物質検査（無料）を実施しています！

北塩原村構造改善センター（北山）内に北塩原村農産物検査室を設置し、自家用野菜・土壌・肥料等の検査を実施しています。

特に、「きのこ」「山菜」につきましては、放射性物質の吸収率が非常に高いことから、「野生」、「栽培」に関わらず事前に検査されることをお勧めします。

なお、非破壊式の検査機も導入となりました。自家用野菜やきのこ・山菜等、刻まずにそのままの状態でも検査できるため、持ち込まれた方へお戻しすることが出来るようになりました。

希望される方は、平日の午前9時から午後4時までに、下記の問合わせ先に申込みをお願いします。

【問合せ先】北塩原村農産物検査室 電話0241-23-0536

■農林産物モニタリング検査の実施について

※県のモニタリング検査が現在も継続して実施されています。

①検査申込み

◎週末に出荷するためには、月曜日から水曜日の朝までにお申し込みください。

◎採取量は原則1Kg。数量困難品目は500g程度でよいものもありますので、事前にお問い合わせください。

②農産物（園芸品目）の検査

◎原則3点以上検査する必要がありますが、放射性物質が検出されていないため、検査点数1点以上と緩和されました。

③野生の山菜やクルミなどの出荷について

◎山菜やクルミなどを出荷する場合は、モニタリング計画に基づき3ヶ所の検査を終了すれば生産者台帳に載っている人は出荷できます。

◎農林課では、昨年直売所等へ出荷した人を中心に台帳の整理をしていますので、山菜やクルミなどの出荷を予定している方は、役場農林課へお問い合わせください。

◎コシアブラ、葉ワサビ及び、野生きのこは基準値以内でも販売できませんのでご注意ください。

④「栽培きのこ」を販売される方へ

きのこは放射性物質の吸収率が非常に高いことから、検査が念入りに行われております。検査はロット単位に次の手順で行われます。

◎生産資材検査

「きのこ」の発生1ヶ月前に生産資材（ほだ木、菌床）の検査を受け、基準値以内であれば「きのこ」の検査を受けることができます。この段階で「廃棄対象」とされたほだ木や菌床は使用できません。基準値以内であれば、以後資材検査の必要はありません。

◎「きのこ」検査

生産資材が基準値以内であれば、そこから発生した「きのこ」の検査を行い基準値以内であれば出荷できます。翌年以降も出荷前に検査が必要です。（きのこは軸をつけたまま洗わずに出してください。）

なお、生産資材検査が終了するまで「きのこ」の検査を受けることはできませんので注意してください。

■大豆の検査が終了しました。

大豆（青豆、黒豆、みそ豆等含む）の検査の結果、放射性物質は検出されず、出荷・販売できるようになりました。大豆の他、小豆、そばも出荷・販売可能です。

【問合せ先】農林課農林班 電話0241-23-1334

■水道水中の放射性物質の測定値について

北塩原村では11月22日に採水しましたモニタリング検査をはじめ過去188回実施しております。検査の結果、すべての水道水のいずれからも放射性物質は検出されていません。

【問合せ先】建設課建設班 電話0241-23-3261

■学校給食食材放射性物質検査事業について

村では、子供達に安全安心な給食を提供するため、毎日給食提供前に食材の検査を実施しております。平成28年11月22日現在までの検査において、放射性物質は一度も検出されていません。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-5237

■原子力事故損害賠償請求「巡回相談」の実施について

○巡回相談日時・相談方法 12月21日（水）※第3水曜日 午前11時～午後3時 【時間予約制】

※巡回相談日にご予約がない場合は不在となります。

○予約方法 予約専用電話 0242-24-0710

○予約受付時間 午前9時～午後5時 予約の最終受付は前日の午後4時まで[土日・祝日を除く]

○対象となる方

原子力発電所の事故により、風評被害に伴う減収などの損害を被られた観光業・商工業・サービス業・農林業を営まれている方

○開催場所

北塩原村自然環境活用センター

○その他

上記「巡回相談」以外での相談は「会津若松補償相談センター」まで

所在地：会津若松市インター西52（会津アピオ内）

開催日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前9時～午後5時まで

【問合せ先】総務企画課企画室 電話0241-23-3112

■原子力損害賠償紛争解決センターについて

原子力事故による営業損害等について、東京電力が提示する条件では合意できない・東京電力に被害を申し出たが賠償されない・裁判をするのは手続きが難しいと感じられる方に対して、原子力損害賠償紛争解決センターでは個人の事情に応じた和解の仲介業務を行っています。当センターは（1）**中立・公平な立場の仲介委員（弁護士）**が当事者の間に入り、（2）**裁判よりも手続きが簡便**で、ご本人様お一人でも申立てができ、（3）**仲介費用は無料**で（ただし、送料などの実費は発生します。）ご利用いただけます。農協等を経由した東京電力への直接賠償で賠償金を受領したが、個別の事情があるため賠償金額の算定に不満のある被害者の方々等の申立ても受け付けます。下記の当センター福島事務所会津支所までお越し頂くか、受付電話にお問い合わせください。

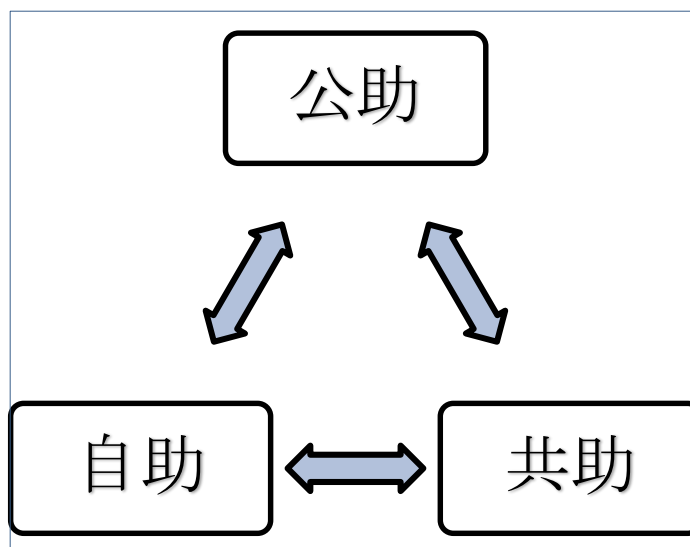
【支所の住所、受付電話番号】原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所会津支所

住所 会津若松市一箕町松長1-17-62 電話 0120-377-155

■住民が安心・安全に暮らすための取組み（自主防災組織の結成に向けて）

住民が安心・安全に暮らすための取組みとしての防災対策は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るために最も重要なことです。万一、大規模な災害等が発生した場合に、被害の拡大を防ぐために、国、県、村の対応（公助）、自分の身を自分で守る（自助）、地域や近隣の人々が互いに協力し組織的に取り組むこと（共助）が連携することにより、被害の軽減が図れます。

（国や県、村等の行政、消防機関による救助・援助等）



（自分の身を自分の努力によって守る）

（地域や近隣の人々が互いに協力し合う）

◆「隣保共同の精神」と自主防災組織

隣保共同の精神とは、「となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合う」ことをいう。

隣 保…となり近所の家々や人々との日常的なつながり

共 同…役割を分担しながら、力・心を合わせて事にあたること

自主防災組織は、災害に対して地域・近隣で協力しあえる組織として、隣保共同の精神に基づく活動が求められています。

現在、当村では、桧原、金山、早稲沢、剣ヶ峯、蛇平、長峯地区に自主防災組織があります。また、北山、大塩、桧原、裏磐梯地区の婦人消防隊も自主防災組織であります。今後は、北山、大塩地区を中心としてまだ自主防災組織が発足していない地区について自分たちの地区は自分たちが守るという精神で自主防災組織を結成していただくようお願いします。

自主防災組織が日頃から取り組むべき活動は、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備等があります。また災害時には、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動です。

【問合せ先】住民課生活班 電話 0 2 4 1 - 2 3 - 3 1 1 3

■村防災行政無線戸別受信機について

現在、村内各地区において戸別受信機の取付工事を行っております。

まだ、申し込みをされていない方で取付けを希望される場合は役場住民課、裏磐梯商工観光課、桧原出張所の窓口で手続きして下さい。

【問合せ先】住民課生活班 電話 0 2 4 1 - 2 3 - 3 1 1 3

